

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部 生活支援課

番号 2

不利益処分の内容		保護の停止、廃止
根拠法令及び条項		生活保護法第26条
処 分 基 準	関係条項	生活保護法第8条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>保護の停止、廃止については、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知） ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知） ・生活保護法による保護の実施要領の取扱について（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
	参考事項	生活保護手帳、生活保護手帳別冊問題集（中央法規） 生活保護実務集（実施要領編）（神奈川県保健福祉局福祉部生活支援課）
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--